②さいたま市図書館ビジョンに基づく取組内容(平成30年度)

1 知的好奇心に応える図書館

(1)図書館利用の普及とPR及び情報発信の強化

- ●図書館利用促進のために、報道機関への資料提供を有効的に活用し、PRを行います。
- ●ホームページやメールマガジン等を活用し、図書館サービスについて情報を発信します。
- ●図書館を利用したことのない人々に対する PR を行います。

(2)幅広く計画的な資料の収集・保存

- ●市民のニーズに応えるため、計画的に資料を収集し、幅広い蔵書を整備・維持します。
- ●資料を有効活用するため、分担保存の見直しを行います。
- ●電子書籍の利用を促進させるため、実態調査を行うとともに、資料を充実させていきます。
- ●視聴覚資料の提供方法について検討します。

(3)地域の歴史と文化の保存

- ●県立図書館や県内市町村立図書館と連携し、地域資料及び行政資料を積極的に収集・保存し、提供します。
- ●デジタル化する資料を選定し、著作権処理を経てデジタル化した資料をインターネットで公開します。
- ●アーカイブズセンターや関連部署が推進している、歴史・文化資源アーカイブ化事業と連携します。

(4)ICT(情報通信技術)を活用したサービスの充実

- ●図書館ホームページのコンテンツを充実させ、システム更新時には刷新できるよう、検討を行います。
- ●インターネット閲覧サービスや無線LANなど、図書館内で利用できるネットワーク環境を整備します。
- ●利用者自身が迅速に貸出手続を行えるよう、自動貸出機の導入を推進します。
- ●来館しなくても利用できるサービスとして、インターネットを利用した音楽配信サービスを導入します。

(5)文化事業の開催

- ●市民の文化活動・読書活動を支援するため、様々な事業を開催します。また、アンケート等を実施し、 ニーズを把握するとともに、市民のアイデアを生かした事業を企画・開催します。
- ●北図書館10周年、春野図書館20周年の開館を記念した事業を行います。

2 生きる力を支える図書館

(6)あらゆる世代に向けたサービスの充実

- ●読書の楽しみを広く伝えるため、テーマ資料展示を充実させ、その活用方法も検討していきます。
- ●読書に関する催し物等を実施し、本に親しむ機会を提供します。
- ●乳幼児から高齢者まで、本を通して人々が交流する機会を拠点館単位で提供します。
- ●中高生に向けた本の紹介資料の作成・配布を行います。

1 運営方針

②さいたま市図書館ビジョンに基づく取組内容(平成30年度)

(7)レファレンスサービスの充実

- ●国立国会図書館や公立図書館、大学図書館、専門機関と連携し、相互貸借や様々なレファレンス、高度な調査・相談に対応するとともに、受付事例を登録し、公開します。
- ●国立国会図書館の「歴史的音源」サービスを導入します。
- ●パスファインダーや資料紹介をホームページに掲載し更新します。
- ●ICTを活用したレファレンスサービスについて研究します。

(8)地域の課題解決

- ●都市計画や地域の産業等、地域の特性により必要とされる資料を収集し、提供します。
- ●庁内の行政事務・業務に関して、資料や情報を提供する行政支援サービスを行います。

(9)生活支援サービスの展開

- ●日常生活の中での様々な課題に関するテーマ資料展示を実施し、ブックリストの作成・配布を行うとともに、ホームページに展示情報を掲載します。
- ●ビジネス、法律、医療、健康、福祉及び子育てに関する情報の提供等、市民の暮らしに直接関わる分野の情報提供に努め、各分野の専門機関との連携・協働を行います。

(10) バリアフリーサービスの充実

- ●図書館の利用に障害がある方へ配慮した、資料や機器・機材を整備し充実させます。
- ●大活字本や字幕入り・手話入りの映像資料等の所蔵リストや利用に関する情報を、障害のある方にも ホームページ等で利用しやすいように提供します。
- ●関係機関・団体と連携し、録音図書や点字図書・点訳絵本の作製・貸出、対面朗読等を実施します。
- ●バリアフリーサービスに関する研修・講座を企画・開催するとともに外部の研修にも参加するなどして、 能力・知識を向上させます。
- ●来館が困難な方への宅配サービスの充実のため、制度の改良を研究します。

(11)多文化サービスの充実

- ●様々な言語や文化に対する相互理解を深めるために、市内在留外国人や訪日外国人のニーズを考慮した外国語資料を収集し、提供します。
- ●外国語絵本等の展示や、多言語でのおはなし会等、在留外国人・ボランティアや関連機関と連携・協働した事業を実施し、市民が様々な言語にふれる機会を提供します。
- ●案内表示・書架サインなどについて、日本語の漢字ひらがな併記・多言語化を行います。

(2)さいたま市図書館ビジョンに基づく取組内容(平成30年度)

(12)子ども読書活動への支援及び学校図書館との連携

- ●「さいたま市子ども読書活動推進計画(第三次)」に基づき、子どもが読書に親しめる環境づくりを進め、「不読者」の割合を減らす取組を行います。
- ●家庭での読書の大切さを伝える講座や展示、イベントを実施し、「子どもといっしょに読書タイム」を推進します。
- ●読み聞かせボランティアを対象にした、ブックリストの作成やスキルアップ講座の開催等の支援を行います。
- ●中高生を対象にした、図書館ボランティア体験プログラムやイベント・展示を実施します。
- ●ICTを活用し、学校図書館と情報を共有するとともに、学校図書館支援センターを中心に、教科関連図書の収集・貸出・レファレンス・情報提供を行います。
- ●保育施設や学校を対象にした、おはなし会や図書館オリエンテーション、移動図書館利用体験を実施するなど、連携事業を推進します。

3 市民とともに歩む図書館

(13)図書館評価と市民意識の反映

- ●図書館の運営状況及びサービスについて、「さいたま市図書館ビジョン」に基づいた指標により評価 し、その結果を市民に公表します。
- ●図書館サービスの充実・向上を図るため、「さいたま市図書館の利用に関するアンケート」を実施し、結果を公表して意見を運営に反映させます。
- ●図書館協議会を開催して市民等の意見を聴き、図書館サービスを向上させます。

(14)市民との協働

- ●図書館で活動するボランティアを支援するとともに、ボランティア・地域団体と連携した事業を実施します。
- ●地域で開催される催し物等に参加します。

(15)関連機関(公共機関・民間機関・NPO)との連携

- ●教育機関や文化・福祉施設、民間機関・NPOなど、様々な機関との連携事業を実施します。
- ●中学生、高校生、大学生、教員等の職場体験・図書館実習を積極的に受け入れます。

(16)地域の特色を生かした運営

- ●サッカー、鉄道、盆栽、人形等の地域の歴史・特色に関連した資料を収集し保存します。
- ●地域の歴史・特色に関連した資料のブックリスト等を作成・配布し、情報提供を行います。
- ●Jリーグクラブチーム等との連携・協働・協力により展示コーナーの設置やイベントの開催などを行います。

1 運営方針

②さいたま市図書館ビジョンに基づく取組内容(平成30年度)

4 誰もが安心して使える図書館

(17)親しみやすい図書館づくり

- ●利用者への挨拶や、わかりやすく丁寧な応対で、明るく親しみやすい窓口をつくります。
- ●接遇研修を実施するとともに接遇に関する外部研修にも参加します。
- ●図書館利用者アンケートを参考に、マナー啓発を行うなど、誰もが気持ちよく利用できるよう読書環境 を向上させます。

(18)職員の資質・能力の向上

- ●資料や情報を的確に提供する技術を高めるため、組織内で計画的に研修を実施します。
- ●他局等で行われる研修や、国や県等の外部組織で主催される研修に積極的に職員を派遣します。

(19)専門的職員の配置

- ●市民の高度で多様な要求に適切に応えるため、専門性を生かし、資料・情報の提供及び紹介などを 行います。
- ●専門性の向上につながる研修を受講するとともに、学校の授業や公民館・コミュニティ施設等において 講師等を務めます。

(20)施設・設備の充実

- ●「さいたま市図書館施設リフレッシュ計画」等に基づき、与野南図書館、大宮東図書館の改修工事、大宮西部図書館のエレベーター更新工事、南浦和図書館の外壁及びエレベーターの修繕工事を行います。
- ●施設・設備のバリアフリー化や案内表示等のユニバーサルデザイン化のため、館内表示等の見直しを 行います。
- ●大宮図書館の建替え、移転に向けて準備を行います。

(21)持続的で安定した図書館の運営

- ●専門部会を開催し、図書館サービスについて調査研究を行います。
- ●大宮図書館の建替え、移転後も図書館ネットワークを安定して運営できるよう、課題を整理します。
- ●広告料収入等の財源確保や経費節減につながる取組を行います。

(22)危機管理体制の強化

- ●「図書館危機管理対応マニュアル」を基に、市民の安全を守るための危機管理体制を強化します。
- ●消防計画による消防訓練や防災訓練等を実施します。
- ●職員の危機意識を高めるため、情報セキュリティやコンプライアンスに関する研修を実施します。